

遺伝科で障害年金の診断書を申請される方へ

1. 障害年金診断書作成が可能な方（以下すべての条件を満たす方）

- ・ 遺伝科に継続して受診している方
- ・ 「精神の障害用」の診断書で障害年金を申請される方
- ・ 原則、20歳の初回申請の方

2. 障害年金診断書依頼の事前準備（申請1年前頃）

- ・ 18～19歳時の遺伝科受診時に、障害年金診断書の作成を希望する旨を主治医に伝える。
- ・ 自治体の障害年金担当課に申請の意向を伝え、準備について確認する。

3. 障害年金診断書の作成依頼

●依頼時に必要となるもの

A) 診断書作成に必要な情報をまとめたもの（裏面参照）

※未記入の診断書をコピーし、ご家族で把握している内容を詳しく記載する。

（医師が診断書を作成する際の参考にします。）

※以下の項目はできる限り詳しく記載する。※記載箇所は裏面参照

⑦発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就学・就労状況等、期間、その他参考となる事項（陳述者の氏名・続柄も忘れずに記載）

⑨これまでの発育・養育歴等（ア～エ）

☆「エ 治療歴」は当院以外の医療機関で入通院している場合に記載する。

⑩障害の状態（イ・ウ・エ・キ）

イ 左記の状態について

ウ 日常生活状況

エ 現症時の就労状況

キ 福祉サービスの利用状況

☆実際の生活状況の参考になる情報を「イ 左記の状態について」の欄を用いて記載する。例えば、読み書き（ひらがなのみ読める・自分の名前だけひらがなで書けるなど）、計算（一桁の足し算はできる・引き算はできないなど）、時計（わからない、何時かはわかるが、何時までに後何分かはわからないなど）、トイレの自立状態など。

B) 直近の知能検査の結果

※療育手帳更新時の知能検査の結果を児童相談所等から取り寄せたものの写し

●AとBが整った後、2F総合受付で障害年金診断書の依頼をする。

※診断書は20歳の誕生日前後3カ月以内に作成された物が求められます。

診断書お渡しまでには約1か月かかりますので、余裕をもって依頼してください。

※郵送受付、発送も可能。詳しくは申請時に受付までお尋ねください。

令和7年2月作成

埼玉県立小児医療センター 遺伝科

地域連携・相談支援センター